

報道関係者 各位

令和5年1月17日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和5年1月10日（火）から1月16日（月）において、埼玉労働局職員18名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

- 1月10日（火）5名（埼玉労働局、熊谷労働基準監督署、ハローワーク熊谷、ハローワーク浦和、ハローワーク所沢）
- 1月11日（水）1名（ハローワーク大宮）
- 1月12日（木）2名（埼玉労働局、ハローワーク川越）
- 1月13日（金）3名（埼玉労働局、春日部労働基準監督署、ハローワーク熊谷）
- 1月14日（土）3名（ハローワーク大宮、ハローワーク川越、ハローワーク所沢）
- 1月15日（日）1名（埼玉労働局）
- 1月16日（月）3名（埼玉労働局、ハローワーク川越、ハローワーク浦和）

当該18名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。